

認可外保育施設保育料助成金制度のご案内

認可保育所に入所できず、やむを得ずに認可外保育施設を利用しているご家庭に対して、負担軽減のため保育料の一部を助成しています。下記条件を確認いただき、対象となる方のみ、ご提出ください。

対象となるのは次の条件に該当する場合です。

葉山町に住所があること。

認可保育所に入所申込みをしており、入所待機となっていること。

認可外保育施設（届出保育施設）を の期間に利用しており、月契約または年契約で、1日5時間以上週4日以上の利用契約をしていること。

月額10,000円を超える保育料を支払っていること。

事業所内保育施設やぼけっとの一時預かり、ファミリーサポートは対象となりません。

町内で対象となる施設（平成28年度）

○芽ぐみ保育室

葉山シュタイナー 子どもの家 うみのこびと

町外の施設についてはお問合せください。

補助金額 対象児1人につき月額10,000円

申請方法 同封の用紙に記入押印のうえ、葉山町子ども育成課まで申請してください。

提出書類

○認可外保育施設保育料助成金交付申請書

○在籍証明及び保育料納入済証明書（施設より証明を受けたもの）

補助対象期間 平成28年4月1日から平成28年9月30日まで

注）平成28年10月から平成29年3月分までは、平成29年3月に受付します。

申請受付期間 平成28年9月30日（金）まで

補助対象期間については、裏面もご覧ください。

問合せ・提出先

〒240-0192

葉山町堀内2135番地

葉山町子ども育成課児童福祉係

046-876-1111 内線222

このご案内は、平成28年4月1日以降現在までの間に保育所入所待機児童となっているご家庭へお送りしています。（既に認可保育所に入所している方も含みます。）

なお、平成28年10月入所希望の待機児童は含みません。

補助対象期間について

入所待機となっていて、届出保育施設を利用している期間が対象となります。

例 4月から認可保育所の待機（不承諾）となり、5月から届出保育施設を利用している場合
5月から補助対象期間となります。（今回は5月から9月までの5ヶ月分を申請）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

例 4月から届出保育施設を利用しており、その後に認可保育所の入所申込みをして、6月から待機（不承諾）となった場合
6月から補助対象期間となります。（今回は6月から9月までの4ヶ月分を申請）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

年度途中で、認可保育所に入所した、葉山町在住ではなくなったなど、待機児童に該当しなくなった場合は、補助対象から外れます。

現在、葉山町に住所がなくても、平成28年4月1日から現在までの間に補助の条件を満たしている場合は、対象となります。